

神保原駅南土地区画整理事業地区内の 住所変更による手続き等について

神保原駅南土地区画整理事業の換地処分^{かんちしょぶん}*に伴い、その公告^{こうこく}があった翌日（平成25年1月26日（土））から事業地区内の地番及び住所が変更になります。

このため、この地区内にお住まいの方及び事務所等を設置している法人や会社等は、住所や所在地等の変更手続きが必要となります。

このパンフレットは、地番及び住所の変更後に必要な手続き等について皆様にお知らせするために作成しましたので、参考としてください。

※換地処分（かんちしょぶん）

区画整理による土地の位置や地積等の変更により、従前の土地の代わりに土地（換地）を与えたり、金銭で清算する行政処分のことを言います。（換地は仮換地とほぼ同じ位置と地積になります。）

換地処分は、認可を受けて決定した換地計画の内容を各関係権利者に通知することで実施します。この処分は埼玉県知事が換地処分があった旨の公告をした日の翌日から効力を生じます。

目次

| | |
|--------------------------|-------|
| 1. 新しい住所の表し方と変更日 | ・・・ 1 |
| (1) 新しい住所の表し方 | |
| (2) 変更日 | |
| 2. 町役場から送付するもの | ・・・ 1 |
| (1) 住所変更通知等 | |
| (2) 住所変更通知用はがき | |
| 3. 住所変更の手続き | ・・・ 2 |
| (1) 町役場が新しい住所に書き換えるもの | |
| (2) 法務局が新しい表示に書き換えるもの | |
| (3) ご自身で住所変更手続きをしていただくもの | |
| (4) 住所変更手続きが不要のもの | |
| 4. 町役場から住所変更情報を提供する機関 | ・・・ 6 |
| 5. 不動産、商業、法人登記について | ・・・ 6 |
| (1) 土地・建物などの不動産登記 | |
| (2) 商業登記・法人登記 | |
| 6. その他 | ・・・ 7 |

平成25年1月

上 里 町

1. 新しい住所の表し方と変更日

(1) 新しい住所の表し方

新しい住所*は、換地処分による「新地番」を用いて表します。

神保原駅南土地区画整理事業地区内の土地（道路等公共用地は除く）は、すべて**大字七本木5000番台**の地番になります。

なお、郵便番号は、369-0306（大字七本木）です。

※ 新しい（変更後の）住所は、住まいや店舗等が建っている土地（数筆にまたがる場合は、原則として建物が多くかかる筆）の新地番をもとに設定します。

(2) 変更日

平成25年1月26日（土）から 新地番（新住所）となります。

2. 町役場から送付するもの

(1) 住所変更通知等

| 送付するもの | 説明 | 送付を担当する課 |
|------------------------------------|---|---------------------------------------|
| 住所変更通知 (地区内にお住まいの方) | 新しい住所を記載した「住所変更通知」を送付します。(変更日以降に発送予定) 住所変更証明書(無料)については、変更日以降、町民環境課町民係で発行します。 | 上里町役場 町民環境課 町民係 0495(35)1224 |
| 本籍変更通知 (地区内に本籍のある方) | 新しい本籍を記載した「本籍変更通知」を送付します。(変更日以降に発送予定) 本籍変更証明書(無料)については、変更日以降、町民環境課町民係で発行します。 | 上里町役場 町民環境課 町民係 0495(35)1224 |
| 法人等所在地変更通知 (地区内に法人設立・設置届出のある法人) | 新しい所在地番を記載した「法人等所在地変更通知」を送付します。(変更日以降に発送予定) 法人等所在地変更証明書(無料)については、地番変更実施日以降、まち整備課都市計画係で発行します。 | 上里町役場 まち整備課 0495(35)1227 |

(2) 住所変更通知用はがき

郵便事業株式会社から提供される「住所変更通知用はがき」(切手不要)を1世帯あたり50枚お配りします。知人や取引先などへの新住所のお知らせにご利用ください。

3. 住所変更の手続き

(1) 町役場が新しい住所に書き換えるもの

住民基本台帳（住民票）、印鑑登録原票、選挙人名簿などの住所欄、戸籍簿の本籍欄及び「(4) 住所変更手続きが不要なもの」の表に記載のものは町役場において書き換えます。

(2) 法務局が新しい表示に書き換えるもの

不動産（土地登記簿、建物登記簿）の表題部の所在欄は、法務局が職権で書き換えます。（ただし、所有権登記名義人などの住所欄は、本人の申請があるまで変わりませんのでご自身による住所変更登記が必要です。）

(3) ご自身で住所変更手続きをしていただくもの

町役場や法務局で変更するもののほか、みなさまの必要に応じて住所変更の手続きが必要となるものがあります。住所変更の手続き等をお取りいただく主なものとして、次のものがあります。

| 項目 (なにを) | 対象者 (だれが) | 申請届出先 (どこへ) | 期限 (いつまでに) | 必要書類等 (何を持って) | 問い合わせ先 (電話番号) |
|-------------------------------|------------------------|---------------------------------------|--|--|--|
| 不動産登記簿 | 土地、建物の 登記簿上の 所有者 | さいたま 地方法務局 本庄出張所 | 必要が生じた とき (売買, 贈与, 抵当権設定, 抹消等) | 登記申請書 印鑑(認印) 住所変更証明書 (町が発行するもの) *証明書添付により 登録免許税免除 | さいたま地方法務局 本庄出張所 0495(22)3264 ※詳しくは6ページ をご覧ください。 |
| 商業・法人登記簿 | 会社、法人の 代表者 | さいたま 地方法務局 本局 | 本店所在地 (変更後 2週間以内) 支店所在地 (変更後 3週間以内) | 登記申請書 会社法人の代表 者印 登録免許税の 非課税証明書 (住所変更証明 書等) *証明書添付により 登録免許税免除 | さいたま地方法務局 本局 048(851)1000[音声] ※詳しくは6ページ をご覧ください。 |
| 運転免許証 (①住所の変更) (②本籍の変更) | お持ちの方 | 本庄警察署 または 埼玉県警察 運転免許セン ター | 変更後 更新時でも可 | 運転免許証 ①住所変更証明 書(町が発行するも の) ②本籍変更証明 書(町が発行するも の) | 本庄警察署 0495(22)0110 埼玉県警察 運転免許センター 048(543)2001 |

| 項目 (なにを) | 対象者 (だれが) | 申請届出先 (どこへ) | 期限 (いつまでに) | 必要書類等 (何を持って) | 問い合わせ先 (電話番号) |
|---|--|---|-------------------|---|---|
| 自動車検査証 | 所有者 または 使用者 | 関東運輸局 埼玉陸運支局 熊谷自動車検査登録事務所 | 変更後 必要に応じて | 自動車検査証 印鑑 住所変更証明書 (町が発行するもの) *変更申請書代が必要となります。 | 関東運輸局 埼玉陸運支局 熊谷自動車検査登録事務所 050(5540)2027 [音声] |
| 軽自動車自動車検査証 | 所有者 または 使用者 | 軽自動車検査協会 埼玉事務所 熊谷支所 | 変更後 必要に応じて | 自動車検査証 印鑑 住所変更証明書 (町が発行するもの) *変更申請書代が必要となります。 | 軽自動車検査協会 埼玉事務所熊谷支所 048(574)1662 |
| 年金 | 老齢厚生年金 老齢基礎年金 老齢福祉年金 障害年金 遺族年金 寡婦年金 を受給している方 | 年金事務所 (平成22年1月1日に 社会保険事務所が 変更になりました) | 変更後 14日以内 | 役場に備え付けの「住所, 支払機関変更届」のはがきを使用して年金事務所へ郵送してください。 | 上里町役場 健康保険課 医療年金係 0495(35)1221 内線 1221~1225 |
| | 共済年金 を受給している方 | 各共済組合 | 各共済組合にお問い合わせください。 | | |
| | 厚生年金 共済組合 加入者及び その配偶者 (第3号被保険者) | 勤務先 | 変更後 14日以内 | 勤務先にご確認ください。 | |
| | 国民年金加入中の方は、役場から年金事務所に連絡します。 | | | | |
| 身体障害者手帳 療育手帳 戦傷病者手帳 精神保健福祉手帳 自立支援医療受給者証(精神通院) | お持ちの方 | 上里町役場 福祉こども課 | 町役場 おいでの時 | 変更届を提出 各手帳, 印鑑 | 上里町役場 福祉こども課 0495(35)1236 |
| 変更届を提出 自立支援医療受給者証(精神通院), 印鑑 | | | | | |

| 項目 (なにを) | 対象者 (だれが) | 申請届出先 (どこへ) | 期限 (いつまでに) | 必要書類等 (何を持って) | 問い合わせ先 (電話番号) |
|--|--------------------|-------------------|---------------------------|---|---------------------------------------|
| 児童扶養手当証書 | お持ちの方 | 上里町役場 福祉子ども課 | 町役場 おいでの時 | 児童扶養手当証書 | 上里町役場 福祉子ども課 0495(35)1236 |
| 特別児童扶養手当証書 | | | | 特別児童扶養手当証書 | |
| 住民基本台帳 カード (顔写真付き) | お持ちの方 | 上里町役場 町民環境課 | 変更後 速やかに | 住民基本台帳 カード、 本人確認書類 (免許証等) | 上里町役場 町民環境課 町民係 0495(35)1224 |
| 住民基本台帳 カード (顔写真なし) | 電子証明書を 格納されている方 | | | | |
| 在留カード, 特別永住者証明書 | お持ちの方 | | | 在留カード, 特別永住者証明書 | |
| 旅館業許可証, 公衆浴場営業許可証, 理容所確認済書, 美容所確認済書, クリーニング所確認済書 | 営業者 | 本庄保健所 | 必要な時 または おいでの時 | 許可証(または 確認済書) 印鑑 住所変更証明書 (町が発行するもの) | 本庄保健所 0495(22)6481 |
| 労働保険 | 事業主 | 熊谷労働基準 監督署 | 変更日の翌日 から起算して 10日以内 | 名称・所在地等 変更届を提出 | 熊谷労働基準監督署 048(533)3611 |
| 労災年金 (傷病・障害・遺族) | 年金を受給している方 | | 速やかに | 住所・氏名変更 届を提出(住民 票を添付) | |
| パスポート | お持ちの方 | ご自分で住所欄を訂正してください。 | | | 本庄市役所市民課 0495(25)1111 |

燃料会社(ガス)、銀行口座、クレジットカード、各種保険、携帯電話等のような個人で所有・加入しているものについては、それぞれ対応が異なりますので関係機関にお問い合わせください。(※郵便局、東京電力、NTTについては次ページ(4)表下部をご確認ください。)

このほか、勤務先や学校(町内小中学校を除く)などへの連絡もお願いします。

※ 以上、主なものについて記載しましたが、このほかにも法令等により届出を要するものは、それぞれ所定の手続きをしてください。

(4) 住所変更の手続きが不要のもの

| | | |
|------------------------|---------------------|---|
| 国民健康保険被保険者証 | 該当者に新住所のものを送付します。 | 上里町役場 健康保険課 医療年金係 0495(35)1221 内線 1221～1225 |
| 国民健康保険退職被保険者証 | | |
| 国民健康保険限度額用・標準負担額減額認定証 | | |
| 国民健康保険特定疾病療養受療証 | | |
| 国民健康保険高齢受給者証 | | |
| 国民年金第1号被保険者 | 上里町役場から年金事務所に報告します。 | |
| 後期高齢者医療被保険者証 | 該当者に新住所のものを送付します。 | |
| 後期高齢者の限度額適用・標準負担額減額認定証 | | |
| 後期高齢者特定疾病療養受療証 | | |
| 医療費受給資格証 | | |
| こども医療費受給資格証 | | |
| 介護保険被保険者証 | | |
| 介護保険負担限度額認定証 | | 上里町役場 福祉こども課 0495(35)1236 |
| 重度心身障害者医療費受給者証 | | |
| ひとり親家庭等医療費受給者証 | | |
| 児童手当 | 新住所に自動更新されます。 | |
| 保育園 | | |
| 下水道排水設備指定工事店証 | 更新時に新住所のものを交付します。 | 上里町役場 下水道課 0495(35)1228 |
| 下水道排水設備工事技術者証 | | |
| 図書館利用者カード | 新住所に自動更新されます。 | 上里町立図書館 0495(34)0455 |
| 犬の登録台帳 | | 上里町役場 町民環境課 生活環境係 0495(35)1224 |
| 水道 | | 上里町役場 水道課 0495(33)4161 |

郵便局、東京電力、NTTについては各機関が住所を変更しますので本人手続きは不要です。

ただし、少しの間は旧住所のままで通知等が届く場合がありますのでご了承ください。なお、長期間にわたり旧住所で通知等が届く場合は、各機関にお問い合わせのうえ必要な手続きをしてください。

・東京電力エナジーパートナー株式会社カスタマーセンター 0120-995-441 【R5.5月修正】

(2023年8月1日からはこちらへ 0120-995-001 受付時間 9:00～17:00 月～土)

・NTT東日本 (局番なし)116

4. 町役場から住所変更情報を提供する機関

次の機関には町役場から住所が変更する旨を伝えます。

- ・ 郵便事業株式会社（本庄郵便局）
- ・ 本庄警察署
- ・ 児玉郡市広域消防本部
- ・ 東京電力

5. 不動産、商業、法人登記について

（1）土地・建物などの不動産登記

土地登記・建物登記の表題部（所在・地番・地積等）は施行者の届出により法務局で変更されますが、登記名義人の住所変更は登記名義人の申請に基づくものであるため施行者での書き換えはできません。所有者の方が変更手続きをお願いします。

（留意事項）

- ・ 区画整理登記の完了後に不動産を管轄する法務局で変更手続きをしてください。（換地処分公告のあった日の翌日から一定期間は区画整理登記のため、区画整理地内の土地・建物の登記はできなくなります。）
- ・ この変更手続きは、直ちにしなければならないものではありませんが、不動産の売買、名義人変更、分合筆等をする場合には必ず併せて手続きをしてください。
- ・ 変更登記申請用紙は、上里町役場まち整備課でもお渡ししております。
- ・ 変更登記申請は、後日発行する「住所変更証明書」（法人の場合は「法人等所在地変更証明書」）を添付すれば登録免許税が非課税となります。（登録免許税法第5条第5号）

（土地・建物などの不動産登記に関するお問い合わせ先）

さいたま地方法務局 本庄出張所 0495(22)3264

（2）商業登記・法人登記

商業登記（会社関係）に登載の本店・支店及び役員の住所、あるいは法人登記（会社を除く法人）に登載の主たる事務所、従たる事務所および役員の住所については、法務局へ変更登記を申請してください。

（留意事項）

- ・ 商業登記・法人登記については、換地処分公告のあった日の翌日から変更手続きを行うことができます。
- ・ 変更登記期間は原則としてその登記の事由が発生したとき（換地処分公告の

あった日の翌日) から、本店の所在地においては2週間以内、支店の所在地においては3週間以内とされていますので、速やかに変更登記申請をしてください。

(会社法第915条第1項, 第930条第3項)

- ・ 変更登記申請用紙は上里町役場まち整備課でもお渡ししております。
- ・ 変更登記申請は、後日発行する「住所変更証明書」(法人の場合は「法人等所在地変更証明書」)を添付すれば登録免許税が非課税となります。(登録免許税法第5条第5号)

(商業登記・法人登記に関することの問い合わせ先)

さいたま地方法務局本局 法人登記部門 電話048(851)1000 [代表]

6. その他

- ・ 各手続きの内容については、各担当課・取扱機関へお問い合わせください。
- ・ 住所等の変更において「住所変更証明書」が必要な場合は、変更日以降(平成25年1月28日(月))から上里町役場町民環境課において証明書を発行します。(変更日から数週間は窓口が大変混雑することが予想されます。)
- ・ 神保原駅南土地区画整理事業の固定資産税(土地)の課税については、現在「みなす課税」が実施されています。「みなす課税」とは、仮換地指定され使用収益を開始した土地や保留地について、使用者を所有者とみなして課税するものです(地方税法第343条第6項)。この「みなす課税」は、賦課期日(1月1日)現在での仮換地された土地の地積、現況地目で行い、換地処分されるまで続きます。今回の換地処分の予定日は平成25年1月2日以降のため、平成25年度課税については、引き続き「みなす課税」となります。平成26年度以降につきましては、すでに換地処分となっているので、原則として登記された所在等により課税となります。
- ・ ご不明な点がありましたら、下記までご連絡ください。

(このパンフレット 及び 区画整理 に関する問い合わせ先)

上里町役場 まち整備課 都市計画係 電話0495(35)1227